

# 琉球大学学術リポジトリ

## 琉球大学の建学の精神と人権：性的マイノリティにかんする教職員研修の必要性

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学大学院教育学研究科 公開日: 2023-05-15 キーワード (Ja): 建学の精神, 人権, 性的マイノリティ キーワード (En): 作成者: 金城, 克哉 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24564/0002019832">https://doi.org/10.24564/0002019832</a>

## 【研究論文】

# 琉球大学の建学の精神と人権： 性的マイノリティにかんする教職員研修の必要性

金城 克哉<sup>1</sup>

## The Founding Spirit of the University of the Ryukyus and Human Rights: Necessity of Faculty Training on Sexual Minorities

KINJO Katsuya<sup>1</sup>

### 要 約

琉球大学の建学の精神は1951年に「自由・平等・寛容・平和」とされた。この琉球大学の建学の精神にもかかわらず本学では人権施策、特に性的マイノリティに対する施策が十分に行われていない。性的マイノリティにかんしては文部科学省が2015年に性的マイノリティの児童・生徒にかんする通知を出している。しかし先行研究では小中高の教員の性的マイノリティ生徒に対する理解が十分でなく、その一因として教員養成機関での性的マイノリティ関連の教育が不十分な点があげられている。本稿ではこのことにかんがみ、建学の精神を体現する優秀な教員を輩出するためにも性的マイノリティにかんする教職員研修が喫緊の課題であることを論じる。

キーワード：建学の精神，人権，性的マイノリティ

### 1. はじめに

本稿は琉球大学において性的マイノリティにかんする教職員研修を「人権研修」として位置づけ、その研修を教職員に義務付ける必要性があることを論じる。これまでの先行研究では大学での性的マイノリティに対する取り組みとして指針(方針)の策定について取り上げられてきた。そのいっぽうで、すでに文部科学省から2015年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が出され、それにともないトランスジェンダーの小中高生に対する学校の対応についても研究がなされている。そこでは教員側の意見として「理解が十分でない」「どうやって(性的マイノリティについて)教えていいかわからない」などの声があることがわかっている。ひるがえって、教員を輩出する大学側の対応はどうかというと、2023年1月現在でも琉球大学では性的マイノリティに対する明確な指針の策定には至っておらず、SOGIハラ研修をハラスメント研修の一環として行うという程度にとどまっている。本稿では、上述した性的マイノリティ研修の必要性を以下の点を根拠に論ずる。(1)琉球大学の建学の精神が「自由・平等・寛容・平和」という人権に関わるものであること、(2)先行研究において性的マイノリティと教育現場(小中高校及び大学)の取り組みを概観し教員養成機関での取り組みが不足していること、(3)同性愛が人権でないという主張があるが、人は生まれながらにして人権を与えられている存在であること、(4)琉球大学がSDGsの取り組みを積極的に行っているが、SDGsの根幹は人権の尊重にあること、(5)「人権教育及び人権啓発の推進にかんする法律」によって、国や地方の機関が人権啓発に積極的に関わる必要があること。付録として研修のあり方(どのような方法で、どのような目的で、どのような効果を期待して実施するのか)を具体的に提案する。

---

<sup>1</sup> 琉球大学国際地域創造学部

## 2. 琉球大学の建学の精神

まず琉球大学の建学の精神と性的マイノリティの人権研修とのつながりを確認する。琉球大学の設立は1950年である。沖縄戦で廃墟と化した首里城の跡地に校舎が建設された。建学の精神は「自由と平等・寛容と平和」である。この建学精神の発表は翌年の1951年であった。この建学の精神について琉球大学のウェブサイトでは次のように説明している。

1950年創設の翌年(1951年)、第16代アメリカ合衆国大統領アブラハム・リンカーンの誕生日を選んで2月12日開学記念式典を挙行了。リンカーンにあやかり、琉球大学は戦後の平和な社会建設の礎として「自由と平等・寛容と平和」の理想をかかげて建学の精神とした。

「リンカーンにあやかり」の部分は、リンカーンが南北戦争に勝利した後のゲティスバーグ演説を指す。

リンカーン大統領のゲティスバーグ演説 (Gettysburg Address, 1863)

Four score and seven years ago our fathers brought forth on this continent, a new nation, conceived in Liberty, and dedicated to the proposition that all men are created equal.

(87年前、われわれの父祖たちは、自由の精神にはぐくまれ、人はみな平等に創られているという信条にささげられた新しい国家を、この大陸に誕生させた。)

(American Center Japan のHP より)

ここで述べられている「自由」と「平等」はアメリカ合衆国の建国の精神でもある(建学当時沖縄はアメリカの統治下であった)。

つぎに、建学の精神の3番目と4番目の「寛容」と「平和」について述べる。「寛容は多様性を前提とする」(Tin, 2013)。世界中にはさまざまな人々がいる。自分と異なる性質を持った相手と対峙した時に我々がまず感じるのは、その相手が自分の所属するグループ・慣れ親しんだ社会の一員ではないということであろう。しかしながら、たとえ言葉や肌の色、生活習慣、考え方や宗教が異なっていたとしてもそれを互いに認め合い受容するのが「寛容」である<sup>1)</sup>。

国連は毎年11月16日を「国際寛容デー」としてさまざまな取り組みを行っている。これは1995年の国際寛容年を受けて、翌1996年に制定されたものである。以下、ユネスコのウェブサイトから引用する。

世界寛容デーは、1995年に採択された「寛容にかんする原則の宣言」に基づいており、この宣言では、寛容を「豊かな多様性に富む世界の文化、表現の手段、人間としてのあり方を尊重し、受け入れ、享受すること」と定義しています。

寛容とは、普遍的な人権と他者の基本的自由を認めることです。人々は生まれながらに多様であり、寛容をもってのみ、世界各地に存在する多様な社会が存続しうるのです。

琉球大学は「ダイバーシティ推進宣言」をし、「ダイバーシティ推進のための基本方針」を策定し、それにもとづき「ダイバーシティ推進室」を設置、すでに女性、外国人、高齢者、障がい者への配慮がなされている。しかしながら、そこには性的マイノリティは含まれていない。琉球大学の「寛容さ」は本稿執筆の2023年1月現在、性的マイノリティを排除している<sup>2)</sup>。

いっぽう、建学の精神に「平和」が含まれたのは、アジア・太平洋戦争で唯一日本国内の地上戦の地となった沖縄が二度と戦争を起こしてはならないという決意の表れであったことは想像に難くない。ま

た、この平和は単に戦争の反義語というだけでなく、我々が心安らかに生活できる理想社会でもある。その社会では人々の自由が奪われることなく、法のもとに平等であり、互いが異なっても寛容の精神で多様性を認める社会である。

### 3. 性的マイノリティと初・中等教育と高等教育(先行研究)

ここでは先に大学(高等教育)の取り組みを取り上げ、それから小中高(初等・中等教育)の取り組みへ遡るように記述する。

大学における性的マイノリティの対応についてはさまざまな先行研究がある。小畑文也ほか(2022)では16大学のLGBTに関わるガイドラインを分析し、全ての大学において、セクシュアルマイノリティ当事者、一般学生、教職員を対象に、大学の基本的な対応方針、相談窓口の案内を提示しているとする。風間孝ほか(2021)は全国の国公立大学・私大・短期大学773校を対象に調査をし、626の有効回答(回収率27.0%)を得ている。このうちLGBT等学生支援のための手引き・ガイドラインを作成している大学は8.7%、ハラスメント全般の防止取り組みは86.6%だが、ハラスメントガイドラインやパンフレットなどにLGBT等へのハラスメントについて記載している大学は22.3%だったとしている。

また、ガイドラインの策定はSOGIについての大学の精神・方針などの基本的な共通認識を持つ上で重要で学生のニーズや要望の把握の必要性が指摘されている。LGBT等の教職員が安心して教育・研究・就労できる環境づくりや福利厚生に取り組むことは教職員の勤労意欲を高めることにつながるとする。さらに大学側の取り組みとして羽多野花美ほか(2020)では中国・四国、九州・沖縄の大学・短期大学218校に質問紙を送付してアンケート調査し、性同一性障害を含む性的マイノリティの人権をテーマにした職員・教員への研修については76%が「ない、検討・準備中」という結果が得られたとする。本稿の主題である性的マイノリティにかんする大学教職員に対する研修については、筑波大学の河野禎之(2022)が講演で指摘しているように、文科省が2015年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」と言う通知を出し小中高では対応がなされているが、大学が出遅れている。高校の教員から当事者が大学受験を考えているが配慮してもらえるかなどの相談もあるという。

筑波大学では「サポートの視点」(人権権利擁護的側面)と「エンパワーメントの視点」(イノベーションは人材や環境の多様性から生まれる)を2本の柱として活動を行なっている(河野2022)。当事者が可哀想だから支援をするという考えではなく、「ガイドライン」は一人ひとりが自分の能力を發揮できるように必要だという認識で作成されている。相談室には、学生が繋がりたい時に繋がれる体制を作り、学内での意識啓発活動としてダイバーシティ・アウェアネス・ウィークというイベントを企画して行なっているというように、かなり充実した取り組みとなっている。いっぽう、ICUは国内でも早い段階(1990年代後半)から性的マイノリティ問題を人権問題として位置づけてきたという報告がある(田中2017)。

高校の取り組みについては、例えば井出智博ほか(2018)での先行研究において養護教諭に限らない教職員を対象とした調査では、7～8割が性的マイノリティ児童生徒と会ったことがない、もしくはわからないと回答しており、養護教諭とその他の教職員では経験に大きな差があることが指摘されている。実際性的マイノリティについて教えられない(教えていない)理由として「教職員の理解が不足している」ということが最も多い理由となっている。また、そのことを裏付けるように、「同性愛者になるか異性愛者になるか、本人の希望で選択できる」に「そう思う」と回答した教員が40.8%いたとされている。このような性的指向についての基本的な事柄さえ理解していない教員が多いなかで性的マイノリティの当事者の生徒たちはどのような思いで学校生活を送っているのだろうか。

同様に、吉川麻衣子(2017)は沖縄県の小中高校教員287名を対象に調査をしているが、教員養成機関や研修会で多様な性について学んだ経験があるのは全体の1割にも満たず、教職員間でも(性的マイノリティに対する)差別的言動があるとする。教員養成機関を代表する大学で性的マイノリティ(多様な

性)について学んだかどうかの調査結果では、LGBT が社会的に話題になった 2000 年以降の大学卒業業者である 20 代の教員でさえ(大学での)学びの機会が全くなかったとする回答が 84 名中 57 名(約 68%)にのぼっている。自由記述回答の中には、「昔はそういう生徒はいなかったのに急に出てきたのはマスコミの影響だと考えている。本当はそうではないのに勘違いしている生徒も多いと感じる。啓蒙が扇動にならないようにしなければいけない。押し付けすぎるのもいかがなものかと思う」(50 歳以上)という回答もあったという。このような教員に接した性的マイノリティの当事者の生徒は自分のセクシュアリティを「隠さなければならない」もの、「知られてしまったらいじめられる可能性がある」と考えても不思議ではない。このようなバイアスのかかった教員を輩出しないためにも大学での教員養成課程に性的マイノリティの知識を学んでもらうカリキュラムを組み入れる必要があるだろう。

梶野栄・安部郁子(2021)では福島県内の公立中学校 133 人の教員を対象にした調査を行っているが、ここでも「性的指向は本人の選択の問題だと思う」という回答が 47.4% (63 人)いたとされている。また、まとめとして「人権教育に根差した性の多様性教育を行っていくこと、性の多様性を特別視せずに日常的なかかわりのなかで多様性にかんする公的な発言・姿勢を見せることが必要である」と指摘している。

以上、見てきたように、大学では性的マイノリティにかんする施策(方針策定及び組織体制)がまだ不十分である。これは琉球大学に限ったことではない。全国の大学でも性的マイノリティに目を向けていない大学が多くある。今後は大学が性的マイノリティについての方針を明確にし、性的マイノリティの権利は人権であるということをはっきりと示し、大学の教員並びに職員に徹底させることで大学自体が大きく変わるだろうと期待される。それによって大学が性的マイノリティの当事者にとって「自分らしくいられる」場所であり、心理的安全性が確保された場所となる。このような人権意識が教職員に徹底されれば、教育学部に限らず他学部でも性的マイノリティにかんする事柄を各教職課程で取り入れることができるようになるのではないか。

三成美保(2017)は教育での性的マイノリティの権利保障を考える際の課題を 5 つあげている：(1)「学ぶ権利」の包括的保障、(2)教職員・研究者の権利保障、(3)性教育の早期実施、(4)啓発研修の義務化、(5) LGBTI の包括的な権利保障のための根拠法の整備。この中の(4)啓発研修の義務化を急ぐべきであると筆者は考える。

#### 4. 同性愛は人権か

性的マイノリティと一口に言ってもさまざまな人々が含まれる。LGBTQ に代表されるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングをはじめ、アセクシュアル(性的指向が男性にも女性にも向かない)、フィクトセクシュアル(小説やアニメの登場人物などに性愛感情を抱く)、X ジェンダー(トランスジェンダーのように自認する性とは逆の性でありたいという欲求がなく、「男女どちらでもある」、「男女どちらでもない」という感覚を持つ)、ノンバイナリー(男女という性別の二分法に捉われたくないと考える)などがある。1つのカテゴリーができれば、それに収まりきれない人々が新たに現れるというように人間のセクシュアリティは実に多様である。

さて、本稿では性的マイノリティの権利を人権として捉え、大学において教職員に研修を課すべきであると主張するものであるが、その前に、果たして性的マイノリティ、例えば人口比でも多い同性愛は人権になりうるのかということを考えてみたい。

楊尚眞(2022)は次に引用するように同性愛は人権になり得ないとする。

同性婚が性的指向によって正当化されるとなれば、両性愛も小児性愛も、多者性愛も動物性愛も性的指向として正当化され、混合三者婚、子供と大人の結婚、グループ婚、動物婚も権利となり

ます。しかし性的指向は先天的なものではなく、後天的であり環境的なものであり、流動的なものです。そのような後天的・環境的・流動的な性向を根拠に、同性愛や同性婚を人権だと主張できるのかということです。何でも人権となることはできません。権利となるものは、倫理道徳に反しない、公共の福祉を犯してはならないことが最低条件です。同性愛と同性婚を権利として容認することによって、社会の多くの領域(教育, 法律, 医療等)が大きく変わることは、公共の福祉を侵すこととなります。それは社会の混乱と対立を招き、多数の人たちのための幸福な社会形成に逆行するでしょう。(楊, 2022)

基本的に、性的少数者を含めたすべての国民の人格は尊重され、人権は保障されなければなりません。しかし、人権とは、何でも人権となるものではなく、他者の権利を侵すこと、倫理道徳に反し、自然の摂理に反し、社会安泰の秩序を乱し、社会的弊害をもたらすものは人権となるのかという点を、よく考えていただきたいと思います。(同上)

筆者は金城(2022)において、同性愛の先天説と後天説について論じた。対立する意見であるが、現在では母体の中にいる胎児に男性ホルモンその他の影響で胎児の性的指向が決まる可能性が高いという説が有力である。これは楊(2022)のいう後天説を否定するものである。

そもそも、私たち人間は生まれながらにして「人権」を持っているとされているのではなかったか。琉球大学の建学の精神にある「自由と平等」は権利である。「世界人権宣言」第一条を確認する。

#### 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

しかしながら、楊(2022)は同性愛者が「他者の権利を犯し、倫理道徳に反し、自然の摂理に反し、社会安泰の秩序を乱し、社会的弊害をもたらす」ために同性愛者の人権は認められないとする。楊(2022)は具体的に「誰の権利が侵されているのか」、「どのような倫理道徳に反しているのか」(楊はキリスト教が専門のようだが、日本人の倫理道徳がキリスト教由来のものであるか疑問である)、「自然の摂理とは具体的にどのようなものなのか」、「社会安泰の秩序を乱すとは具体的に何を指すのか」、「社会的弊害との具体例はあるのか」を示していない。また自身の主張をサポートする文献も示されていない。

筆者は憲法学の専門でも法律家でもないため、同性愛が人権となりうる根拠は何かについて法務省に質問をし、以下の回答を得た(2022年8月31日那覇地方法務局人権擁護課から筆者宛のメール)。

人権とは、日本国憲法の下で保障された権利がこれに当たるとものと解されています。憲法の下で保障された権利とは、憲法第3章に規定されている諸権利を指しますが、同章第14条以下に掲げられている権利に限られるものでなく、その総則規定である第13条の「個人の尊厳の精神」等に照らして認められたプライバシー権等の新しい人権も含まれるとされています。

一般論として申し上げます、憲法第14条第1項で「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」、同第13条で「すべての国民は、個人として尊重される。」と述べていることから、性的少数者を含む全ての国民に人権は保障されているといえます。

いっぽう、同第12条では、「公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」と、同第13条で「公共の福祉に反しない限り・・・最大の尊重を必要とする。」とされています。どのような場合に

人権が制限されるかは、個別具体的な事案ごとに、制約される権利の性質を考慮し、必要最小限の制約になっているか、合理的な範囲での制約といえるかなど、法令や裁判例を踏まえて判断していく必要があると考えられます。

この那覇地方法務局人権擁護課からの説明にあるように、同性愛に限らず LGBTQ をはじめとする性的マイノリティの人権は憲法で保障されたものである。楊(2022)の主張する公共の福祉を犯すかどうかは個別具体的な事案ごとに法令や裁判例を踏まえて判断すべきものである。具体例も示さずに「自然の摂理に反する」「社会安泰の秩序を乱す」等の理由で性的マイノリティの人権が制限されてはならない。

## 5. 琉球大学の SDGs の取り組み

国際連合(以下、国連と省略)では2015年9月に国連サミットで「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。それは17の目標と169のターゲットからなるSDGs(Sustainable Development Goals)で構成される。「持続可能な開発」とは環境保護・社会的包摂・経済開発の3要素からなり、簡単に言えば「環境を守り、すべての人の人権を尊重しながら経済成長をしていく」ことである(秋山2020:47, 下線は筆者)。この17の目標、そして169のターゲットの中にはLGBTQや性的マイノリティという言葉は使われていない。この点について田瀬和夫(2020)から引用する。

「2030アジェンダ」の前文第2段落では、「誰ひとり取り残さない」(**no one will be left behind**)という決意が宣言されていますが、これには二つの意味があります。一つめは、2000年代のMDGsの時代に「成長」を志向しすぎたことに対する教訓です。(中略)そのような経験と反省を踏まえてSDGsが目指すのは「格差のない社会です」。そして二つ目は、障がい者やLGBTQといった人々の権利が蔑ろにされない、社会的少数者を含むすべての人が社会に参画できるような世界を目指すことです。こうした二つの意味を持つのがこの「誰ひとり取り残さない」であるといえます。LGBTQや高齢者についてはSDGsの中で言及されていませんが、SDGsが想定する「すべての人」に含まれると解釈できます。(田瀬, 2020, 太字は原文ママ, 下線は引用者による)

いっぽう、琉球大学のウェブサイトには特別に琉大SDGsとされるサイトがあり、そこに以下の学長の西田睦からの挨拶が記載されている(2019年6月付)。

本学は、建学の精神である自由平等・寛容平和を継承・発展させた3つの基本精神、すなわち「真理の探究」「地域・国際社会への貢献」「平和・共生の追求」のもと、「地域と共に豊かな未来社会をデザインする大学」でありたいと願っています。

2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な発展のための2030アジェンダ」に記載された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals; SDGs)は、「Leave no one behind(誰一人取り残さない)」という考えのもと、深刻化する環境や貧困の問題をはじめとする地球規模の課題に全世界が取り組むことによって、より良い国際社会の実現を目指すもので、本学もその趣旨に深く賛同するものです。

本学は、SDGsの達成に貢献する活動に取り組み、様々なパートナーと積極的に連携し、持続可能な社会の実現に向けて行動します。

この西田の挨拶文の中にも「誰一人取り残さない」という文言が確認できる。では琉球大学はSDGsの取り組みとして田瀬(2020)の指摘するような社会的少数者(本稿での性的マイノリティ)を対象とした取り

組みを行っているかという点、そうではない。先行研究で指摘されているように、全国の大学の中でも性的マイノリティにかんする指針を策定しているのは一握りの大学に限られており、琉球大学にも本稿執筆時点の2023年1月時点でそのような指針は示されていない。

先に確認したように、当然ながら性的マイノリティの人々にも人権がある。その人権を尊重するためには性的マイノリティについての正しい知識が必要であり、大学の教職員が共通して一定の理解のもとに大学を運営していかなければならないはずである。また、初等・中等教育の教員の養成に際しても、この大学の取り組み、ひいては琉球大学の基本精神である人権尊重を教職員並びに学生にも周知させる必要がある。そして最も大切なのは、人権意識を実践することにある。我々の不断の努力がなければ自由・平等は達成されない<sup>3)</sup>。

## 6. 法的根拠

性的マイノリティに人権があり、大学の建学の精神の中に基本的人権の「自由・平等」が含まれている。しかし、それだけで大学側に人権尊重を推進する(本稿で主張するような教職員に対する研修)義務があるのか。

旧国立大学は2004年(平成16年)4月から国立大学法人となった。教職員は「みなし公務員(準公務員)」となったが、かつて公務員に適用されていた法的な義務や制裁は基本的に従来通り継続されることとなった。憲法99条ですべての公務員に憲法を尊重し、擁護する義務が課せられている。そこにはもちろん人権擁護・人権尊重も含まれる。

いっぽう、あまり知られていないが、2000年12月に「人権教育及び人権啓発の推進にかんする法律」が施行されている。以下、本稿に関係する部分を引用する。

### (目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性にかんする認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護にかんする内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発にかんする施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の精神を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

### (基本精神)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の精神に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本精神(以下「基本精神」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発にかんする施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本精神にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発にかんする施策を策定し、及び実施する責務を有する。



(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発にかんする施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発にかんする基本的な計画を策定しなければならない。

「国立大学法人」となったが、琉球大学の教職員は法的な義務を負う。これらの条文は、そのまま国立大学法人琉球大学にも当てはまるものと読める。琉球大学は人権啓発(本稿では特に性的マイノリティの人権)にかんする施策を策定し実施する責務を負っている。

## 7. おわりに

これまでの本稿の議論をまとめる。

- (1) 琉球大学の基本精神は「自由・平等・寛容・平和」である。「自由・平等」は人としての基本的人権の基礎であり、「寛容」はダイバーシティ(多様性)を支える柱となる。これらをもとに琉球大学は「平和」な社会構築への貢献をする。
- (2) 先行研究では初等・中等教育の現場の教員において性的マイノリティについての理解度が低いことが示されている。その原因の一つは大学に代表される教員養成機関で性的マイノリティにかんすることが教授されていないことがある。
- (3) 性的マイノリティに人権はないなどという主張は退けられる。日本国憲法において、いかなる属性の者にも基本的人権があり、それが尊重されなければならないとされる。
- (4) 琉球大学はSDGsに積極的に取り組んでいるが、SDGsの基本は「人権の尊重」であり、「誰一人取り残さない」という言葉に象徴されるように、性的マイノリティの人権尊重もSDGsの取り組みとしてなされなければならないが、琉球大学の取り組みは非常に遅れている。
- (5) 国立大学法人となったが、琉球大学の教職員は法的な義務を負っており、大学は「人権教育及び人権啓発の推進にかんする法律」に則って人権啓発の施策を策定・実施しなければならない。

以上の5つの理由を根拠として琉球大学の建学の精神を体現するべく、大学の教職員に性的マイノリティについての研修の必要性が認められることになる。

金城(2021)で指摘したが、2020年の電通の調査では性的マイノリティに属する人は全体の8.9%であり、これを2020年5月1日時点での琉球大学の学生数(1,810人)と教職員数(2,345人)に当てはめると、琉球大学には学生と教職員を合わせて369人の性的マイノリティがいる可能性がある。しかし、そのほとんどはカミングアウトをせず、自身が性的マイノリティであることを隠して学んだり働いたりしている。なぜ自身のアイデンティティ(の一部)となる性的指向を隠さねばならないのか。それは他者の偏見や差別を恐れていることであろう。しかし、この大学の精神は「自由・平等・寛容・平和」であり、その人の性的マイノリティとしての属性で他者に偏見を持たれたり、陰口を叩かれたり、ハラスメントを受けることは許されない。それは「平等・寛容」の精神に反するものだからである。もちろん、潜在的性的マイノリティの学生や教職員にカミングアウトを強いることはできない。しかしながら、「周りにいないから性的マイノリティのことは考えなくてもよい」という態度は許容されるものではない。学長、理事をはじめとする執行部はもとより、教職の授業を担当する各学部の教員、教育学部の教員、事務職員、学生、全員が「性的マイノリティの人権を守る」という意識を持って行動しなければ、大学は当事者にとって「自分らしく」いられる場所とはならない。我々はもう一度建学の精神を確認し、互いを人とし

て尊重することの重要性を認識しなければならない。「LGBT の権利は人権である」<sup>4)</sup>。

[注]

1) 森本あんり (2022) は寛容が人権を守ることにつながることについて次のように述べている。

寛容は、相手を善と認めなくても、好きにならなくてもかまわないのです。最低限の礼節さえ持っていれば、共存はできます。逆に言うと、私たちにできるのはそこまでです。内心は変えられませんし、無理に変えるべきでもありません。内心で思うことは、人の自由です。ただ、思ったことを何でも公共の場などで言うてはいけません。人を傷つけない。人権を守る。それが最低限の礼節だということです。本音と建前は、誰もが違うからです。(森本 2022: 7)

- 2) 寛容さは条件を必要としない。「同性愛者を受け入れてもよいが、それは同性愛者が自分を誇示せず、できるだけ慎み深く云々」(Tin 2013: 161) というような発言は寛容さからなされるものではない。このような発言は同性愛嫌悪である。
- 3) 琉球大学に「経営協議会」が設置されていることから分かるように、法人化後の琉球大学は「企業」としての性格も持ち合わせている。長谷川隆(2021)は「日本でも『人権尊重』が経営課題となり、迅速な対応が必要になっている」と指摘し、平川秀行(2022)も人権デュー・ディリジェンス(2011年に国連が打ち出した「ビジネスと人権に関する指導原則」)をもとに、「SDGs そのものが人権の遵守から成り立っていると見える」と指摘している(平川 2022: 27)。SDGs と人権について詳しくは松岡秀紀・岡島克樹(2021)並びに畠中裕史(2022)を参照のこと。
- 4) 「LGBT の権利は人権である」は国連が2012年から始めているFREE AND EQUALという人権啓発キャンペーンの標語(谷口 2019)。
- 5) この『琉球大学職員研修ガイドブック 2021』は表紙を含め224ページあるが、「人権」という言葉は一度も現れない。

[文献]

- 秋山宏次郎(監修), バウンド(著) 2020, 『こども SDGs——なぜ SDGs が必要なのかわかる本』株式会社カンゼン。  
 American Center Japan, 「米国の歴史と民主主義の基本文書大統領演説 ゲティスバーグ演説(1863)」, (2022年9月5日取得, <https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/2390/>)
- 長谷川隆, 2021, 「SDGs は『人権を重視』」『週刊東洋経済』, 7009, 36-7.
- 畠中裕史, 2022, 『SDGs と人権——これからの時代を勝ち抜く経営のキーワード』Xborderconsulting Inc..
- 羽田野花美・多久島寛孝・末永芳子・大坪昌喜, 2020, 「大学における性的マイノリティ学生支援の取り組み——中国・四国, 九州・沖縄の大学・短期大学の調査結果」『熊本保健科学大学研究誌』17: 115-121.
- 平川秀行, 2022, 「人権デュー・ディリジェンスに関する取り組み——SDGs の実現に向けて」『経営民主主義』, 79, 26-30.
- 法務省人権擁護局, 「多様な性について考えよう! ——性的指向と性自認」(2022年9月5日取得, <https://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html>).
- 井出智博・松尾由希子・鎌塚優子・山元 薫・玉井紀子・細川知子, 2018, 「公立高等学校における性的マイノリティ生徒への対応の現状と課題——静岡県の養護教諭への調査を通して」『静岡大学教育学部研究報告・人文・社会・自然科学篇』68: 71-88.
- 梶川野栄・安部郁子, 2021, 「学校現場における性の多様性の取り扱いにかんする調査研究」『福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター紀要』4: 11-8.
- 風間孝・北仲千里・釜野さおり・林, 夏生・藤原直子, 2021, 「大学における性的指向・性自認(SOGI)にかんする施策及び取り組みにかんする全国調査報告」『社会科学研究』41(2): 181-230.
- 金城克哉, 2021, 「琉球大学における LGBT 施策の現状と課題」『言語文化研究紀要』29, 1-21.
- 金城克哉, 2022, 「楊論文(2022)『日本で知られていない同性愛と同性婚の真相』への反論——同性愛の先天説と後天説について」『SCRIPSIMUS』30, 1-21.
- 河野禎之, 2022, 「LGBT 等の学生への大学における取り組み——筑波大学を例に」(中京大学教養教育研究院 ハラスメ

- ント防止研修会 第 I 部講演等記録)『中京大学教養教育研究』31: 1-21.
- 松岡秀紀・岡島克樹編著, 2021, 『SDGs と人権 Q & A』解放出版. s
- 三成美保, 2017, 「教育での LGBTI の権利保障の課題」『教育と LGBTI をつなぐ——学校・大学の現場から考える』青弓社, 19-40.
- MOJ channel, 2019, 「人権啓発ショートムービー『りんごの色——LGBT を知っていますか?』」  
(2022 年 9 月 5 日取得, <https://www.youtube.com/watch?v=Q4lVysT1wNA&t=6s>).
- 文部科学省, 2000, 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」  
(2022 年 9 月 5 日取得, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/siryo/1318152.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryo/1318152.htm)).
- 文部科学省, 2015, 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」  
(2022 年 9 月 5 日取得, [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/1357468.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm)).
- 森本あんり, 2022, 「この時代に『寛容』であるということ」『教職研修：明日の教育を拓く理論と実践』50 (6): 3-7.
- 小畑文也・勝夏織・合田樺恋・山本智美, 2022, 「大学のセクシュアルマイノリティに関わるガイドラインの概要と問題点——テキストマイニング」『山梨障害児教育学研究紀要』16: 65-72.
- 田瀬和夫, 2020, 『SDGs 思考』インプレス.
- 田中かず子, 2017, 「コラム 2 性的マイノリティ問題への取り組み——国際基督教大学での実践からみえてきたこと」『教育と LGBTI をつなぐ：学校・大学の現場から考える』青弓社, 236-246.
- Tin, Louis-Georges ed., 2003, Dictionnaire de l' Homophobe. Presses Univeritaires de France. (金城克哉監修, 齊藤笑美子・山本規雄訳, 2013, 『<同性愛嫌悪(ホモフォビア)>を知る事典』明石書店.)
- 谷口洋幸, 2019, 『人権の視点から考える多様な性のあり方——標語「LGBT の権利は人権である」を読み解く』, 京都府, (平成 30 年度人権啓発指導者養成研修会の講演から).
- 楊尚眞, 2022, 「日本で知られていない同性愛と同性婚の真相」『歴史認識問題研究』10: 63-77.
- 吉川麻衣子, 2017, 「沖縄県の学校現場における「性の多様性」の実態——教職員を対象とした基礎調査をもとに」『沖縄大学人文学部紀要』19: 1-15.
- 琉球大学, 「建学の精神」, <https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/idea/> (2022 年 9 月 1 日取得).
- 琉球大学, 総務部職員課, 2021, 『琉球大学職員研修ガイドブック 2021』.
- 琉球大学, 2019, 琉大 SDGs, 学長メッセージ, 「学長挨拶」  
(2022 年 9 月 1 日取得, <https://sdgs.skr.uryukyu.ac.jp/%e7%90%89%e7%90%83%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e3%81%ae%e8%a1%8c%e5%8b%95%e6%8c%87%e9%87%9d/>).
- ユネスコ未来共創プラットフォーム, 2021, 「『国際寛容デー』(11/16)を記念して」  
(2022 年 9 月 5 日取得, <https://unesco-sdgs.mext.go.jp/archives/2753>).

## [付録]

## 教職員研修の具体案

「研修」といっても様々な形態・方法がある。大学の事務職員に対する研修は都度行われている。2021年3月発行の『琉球大学職員研修ガイドブック 2021』によると、事務系職員の研修には(1)職階別研修、(2)専門別研修、(3)テーマ別研修があるとされる<sup>5)</sup>。いっぽう、教員に対する体系的な研修はなく、その都度重要な事項(例：個人情報保護)にかんする研修がある。

実施方法は、令和4年度に実施した「個人情報保護研修」を参考にeラーニングによって、年度内に教員自身のスケジュールにあわせて受講できる形式とした方がよいであろう。

- (1) 研修の対象：琉球大学の全教職員
- (2) 研修の目的：性的マイノリティに対する理解促進、性的マイノリティの人権尊重
- (3) 期待される効果：全学の教職員が一定の共通理解のもと、性的マイノリティの教職員並びに学生が「自分らしくいられる文化」を大学内に創造する。

具体例1：教育者として人権に配慮した発言・行動ができるようになること(例：男子学生に対して「きみ、女の子みたいだね」と言わない。女子学生に対して「女性らしく振る舞いなさい」と言わない等。

具体例2：担当する講義の受講者の中に性的マイノリティがいることを意識した発言ができるようになること。

具体例3：「僕にはその趣味はない」「こっち系」「オカマ」「レズ」など性的マイノリティの当事者を傷つけるような発言を(たとえ冗談であっても)教職員同士でもしない。

- (4) 教材：① 法務省人権擁護局のHPにあるビデオ視聴(4分13秒)
  - ② 文部科学省作成人権啓発ショートムービー「りんごの色～LGBTを知っていますか?～」(20分6秒)
  - ③ スライド解説
  - ④ クイズ(20問、1問を5点とし、80点以上を合格とする。)

教材の3番目の全体のスライド解説の構成は以下の通り。

- ① 琉球大学の建学の精神
- ② 人権について
- ③ 性的マイノリティについて
- ④ LGBTについて(LGBTは性的マイノリティの代表的なものであるに過ぎない)
- ⑤ 性的マイノリティの不可視化(社会制度が異性愛を中心としているため、性的マイノリティが「いないもの」「存在しないもの」として扱われてきた背景)
- ⑥ 笑いの対象としての性的マイノリティ(とんねるずの石橋貴明扮する保毛尾田保毛男(ほもおだほもお)の問題点)
- ⑦ 性的マイノリティの学生の抱える問題(自己肯定感が低い、世間の同性愛嫌悪の内在化、身近な相談相手の不在、「自分らしく」生きられないことへの不安・プレッシャー、将来像が見えない、就職活動への不安、自分の性的指向が他人に知られることに対する恐怖など)
- ⑧ 教員が学生からカミングアウトされた場合の対応について
- ⑨ 事務員の非異性愛者・トランスジェンダー学生の対応について
- ⑩ 教員が性の多様性を授業に取り入れること
- ⑪ 学内のサポート体制
- ⑫ カウンセラーや相談員だけの問題ではなく、自分ごととして捉えることの重要性

- ⑬「周りにいないから関係ない」ではなく、学内の教職員・学生に性的マイノリティがいることを前提とした発言や行動の重要性

教材の4番目の受講後のクイズ(案)(20問想定、紙幅の都合により以下5問のみ)

性的マイノリティの人権にかんする問題です。正解と思われる番号をクリックしてください。

問1 琉球大学の建学の精神は

- ① 自由・多様性・寛容・平和、                      ② 自由・平等・寛容・平和  
③ 自由・平等・知性・平和                      ④ 自由・平等・多様性・平和

問2 世界人権宣言第一条の下線部に当てはまる語句は

すべての人間は、生れながらにして \_\_\_\_\_ であり、かつ、\_\_\_\_\_ と権利とについて平等である。人間は、理性と \_\_\_\_\_ とを授けられており、互いに \_\_\_\_\_ の精神をもって行動しなければならない。

- ① 自由・尊厳・良心・同胞                      ② 自由・信条・知性・平和  
③ 自由・尊厳・知性・平和                      ④ 自由・信条・良心・平和

問3 性的マイノリティに含まれるカテゴリーをすべて選んでください

- ① 異性愛 ② 同性愛 ③ 両性愛 ④ トランスジェンダー ⑤ ボーイズラブ ⑥ 小児性愛

問4 次の記述の中で正しいものを1つ選んでください。

- ① 男性同性愛者は心の性が女性である  
② 同性愛や両性愛は精神病である  
③ 同性愛を治療する方法を「転向療法」と言う  
④ 同性愛は精神科で治療可能である

問5 次の記述の中で正しいものを1つ選んでください。

- ① 指導学生にカミングアウトされたので、本人の承諾なしで学生の両親に連絡した  
② 指導学生にカミングアウトされたので、気持ち悪いと思ってすぐに帰ってもらった  
③ 指導学生にカミングアウトされたので、ゆっくり話を聞く時間をもうけた  
④ 指導学生にカミングアウトされたので、授業中に他の学生の前でそれを話した